3　法第二百四十条の六第三項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるもの（官公署が証明する書類の場合には、届出日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一　法第二百四十条の三第一項第一号に掲げる事項を変更した場合　住民票の写し等（法人であるときは、登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面））

二　法第二百四十条の三第一項第二号に掲げる事項を変更した場合　次に掲げる書類

イ　登記事項証明書（外国法人である場合には、登記事項証明書に準ずる書面）

ロ　次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる書面

(1)　新たに就任した役員が外国人である場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書及びその者が法第十五条第二項第一号イからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2)　新たに就任した役員が法人である場合　当該役員の登記事項証明書又はこれに代わる書面、沿革を記載した書面及び法第十五条第二項第一号ヲに該当しないことを誓約する書面

(3)　新たに就任した役員が外国人又は法人でない場合　当該役員の住民票の写し等、履歴書、その者が法第十五条第二項第一号イ及びロに該当しない旨の官公署の証明書並びにその者が同号ハからルまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　法第二百四十条の三第一項第四号に掲げる事項を変更した場合（新たに委託を受けることとなった場合に限る。）　新たに委託を受けることとなった所属商品先物取引業者との間の商品先物取引仲介業に係る委託契約に係る契約書の写し

四　第百二十六条の二第三号に掲げる事項を変更した場合（所属商品先物取引業者が二以上ある場合に限る。）　次に掲げる書類

イ　当該変更に係る理由書

ロ　前条第一項第五号に掲げる書面

五　商品先物取引仲介業を遂行するための方法を変更した場合　変更後の前条第一項第三号に掲げる書面

（廃業等の届出）

第百二十六条の五　法第二百四十条の七第一項の規定により届出を行う者は、次の上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を主務大臣に提出しなければならない。

届出事項	記載事項	添付書類
商品先物取引仲介業を廃止したとき	一　廃止年月日 二　廃止の理由	一　商品先物取引仲介業者が法人である場合には、株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 二　委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
商品先物取引仲介業者である個人が死亡したとき	その旨及び死亡の年月日	
商品先物取引仲介業者である法人が合併により消滅したとき	一　合併の相手方の商号又は名称 二　合併の年月日	委託者等に対する債権及び債務の合併後存続する法人への承継方法を記載した書面
商品先物取引仲介業者である法人について破産手続開始の決定により解散したとき	一　破産手続開始の申立てを行った年月日 二　破産手続開始の決定を受けた年月日	一　裁判所の破産手続開始の決定の公告の写し 二　委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
商品先物取引仲介業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散したとき	一　解散年月日 二　解散の理由	一　商品先物取引仲介業者が法人である場合には、株主総会（これに準ずる機関を含む。）の議事録その他必要な手続があったことを証する書面 二　委託者等に対する債権及び債務の清算の方法を記載した書面
分割により商品先物取引仲介業の全部を承継させたとき	一　承継先の氏名又は商号若しくは名称 二　分割の年月日及び理由	一　委託者等に対する債権及び債務の承継先への引継方法を記載した書面 二　新設分割計画又は吸収分割契約の内容、分割の手続を記載した書面
商品先物取引仲介業の全部を譲渡したとき	一　譲渡先の氏名又は商号若しくは名称 二　譲渡の年月日及び理由	一　委託者等に対する債権及び債務の譲渡先への引継方法を記載した書面 二　事業譲渡契約の内容を記載した書面

（商品先物取引仲介業者の標識）

第百二十六条の六　法第二百四十条の九第一項に規定する標識は、様式第十三号による。

（登録申請書の添付書類）

第百二十六条の七　法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次項に規定する場合を除き、次に掲げるものとする。

一　登録を受けようとする外務員に係る住民票の写し等

二　登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百一条第一項各号のいずれにも該当しないことを当該外務員及び登録申請者が誓約する書面

三　登録を受けようとする外務員が法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第一項各号に掲げる行為を公正かつ的確に行うことができる知識及び経験を有することを証する書面

2　法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第七項の登録の更新を受けようとする場合における法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第四項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　前項各号に掲げる書面

二　登録の更新を受けようとする外務員が法第二百四条第一項（法第二百四十条の十一において準用する場合を含む。）の規定による処分（その処分の日から五年を経過するまでのものに限る。）を受けたことがある場合には、その処分の日、内容及び理由を記載した書面

（外務員登録原簿の記載事項）

第百二十六条の八　法第二百四十条の十一において準用する法第二百条第五項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　登録番号

二　登録の年月日

三　登録申請者の氏名又は商号若しくは名称

四　外務員についての次に掲げる事項

イ　住所

ロ　役員又は使用人の別